

平成29年度 事業計画

基本方針

高齢化のピークとなる2025年にむけて、「地域包括ケアシステム」の構築が急がれるなか、本市においても、本年度から本格的に介護予防・日常生活支援総合事業が実施されます。本会としては、28年度に実施した生活支援制度ボランティア養成講座を受講し、かつ登録していただいたボランティアを中心に、住民参加型在宅福祉サービス（生活支援ボランティア制度）の立ち上げを予定しています。これは、平成28年度配置された生活支援コーディネーターが、生活支援ボランティアの需給調整を行い、登録ボランティアが、地域に暮らす要支援者に対し、生活支援を効果的かつ効率的に行うというものです。また、本会が推進するささえあい活動推進地区事業については、実施地区の増加を目指すと同時に、ささえあい活動のメニューを増やし、ささえあい活動推進地区と協働で、地域住民が主体となった、地域で支え合う仕組みづくりを進めていきます。

介護保険事業については、予防給付が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行することから、介護報酬の減収が予測されますが、報酬単価が安価な事業であっても、積極的に利用者の獲得に努め、このマイナスの補填に繋げて行こうと考えます。

障がい福祉サービスについては、居宅介護サービス（訪問介護）利用者の、施設入所や介護保険事業への移行により、本年度は、大幅な減収が予測されます。しかしながら、ふれあい福祉センターにおける、障がい児通所支援事業の28年度実績により増収が見込まれることから、事業全体としては、比較的少ない減収に留めることができるのではないかと思います。

本年度は、第2期地域福祉活動計画の最終年度であり、第2期計画の検証を実施しながら、地域の住民が支援できるような、ニーズに応じた新たな事業を考え、荒尾市の地域福祉計画と協働で、第3期地域福祉活動計画を策定します。

最後に、年々減少する事業収益により継続的に厳しい財政状況ですが、荒尾市内に住むすべての住民の方々の生活の安心を目指して、本会のスローガンであるみんなで築く（気付く）「心配なしあらお！」の実現に向け、様々な事業を全力で取り組んで参ります。

各事業の取り組み

◆地域福祉事業

（1）第3期地域福祉活動計画の策定

29年度で第2期活動計画が終了を迎えるため、第3期の地域福祉活動計画を策定する。荒尾市が立てる地域福祉計画と同一冊子となるため、荒尾市と連携を図り、地域福祉計画との整合性を保ちながら計画策定に臨む。

(2) ささえあい活動推進地区事業

29年度より介護保険の改正により地域包括ケアシステムの構築が本年度より本格的に開始されるため、より地域の社会資源が重要となってくる。このささえあい活動推進地区の事業が荒尾市における包括ケアシステム成功を左右することからより多くの地域で取り組みが始まるよう積極的に推進していく。また荒尾市が実施している介護予防拠点改修事業と連携して、実施箇所数の増加を目指す。

○住民相互の見守り活動

住民同士で高齢者の見守りの組織を作っていただき、相互の見守り活動を行っていただく事業。29年度についても5ヶ所の設置を目指す。

○いきいきサロン

地域の交流を図る事業。28年度末で48ヶ所が取り組んでいる。29年度も5ヶ所の増設と行政区ベースで50パーセントの設置率を目指す。

○買い物支援

公民館でトイレトペーパーやティッシュ、お米などの高齢者が買い物をするうえで持ち帰りにくいものを公民館に備蓄し、必要に応じて販売会を開催する事業。29年度も5ヶ所の増設を目指す。

○日常生活支援

高齢者が在宅で生活するうえでのちょっとした困りごとを地域のボランティアを組織して、在宅での暮らしをサポートする事業。3ヶ所の新規開拓を目指す。

○子育てサロン

子どもの居場所または子育て中の母親の交流を図る事業。子ども食堂等にも発展させることができる事業として積極的に推進する。2ヶ所の新規開拓を目指す。

○移送支援

社協所有の8人乗りの乗用車を地域の移送支援の活動に活用していただく事業。より多くの地域がご利用いただけるよう周知の徹底を図る。

○認知症徘徊模擬訓練

地域の取り組みの一環として認知症徘徊模擬訓練を実施する区、団体を支援する。現在、定期的実施しているのは井手川地区のみとなつて

いる。29年度は1地区の新規開拓を目指す。

(3) ささえあい活動推進地区交流会の実施【新規】

ささえあい活動推進地区事業に取り組む団体同士の交流と情報交換を目的に交流会を実施。昨年度試験的に実施して実施者同士の交流が必要であるという意見が多く聞かれたことから、29年度より開始する。

(4) 福祉委員の見守り活動

ひとり暮らし高齢者を中心として地域の見守り活動を実施している。29年度より新たに3年間の任期で委嘱をお願いする。民生委員同様、欠員の地区もあるが、継続的に推薦を依頼して各行政区に最低1名の配置を目指す。

(5) 地域における福祉教育の啓発（ささえあい活動の啓発）

29年度より地域包括ケアシステム構築に向けた活動が本格稼働することから生活支援コーディネーター業務と連携しながら、ささえあうことの重要性を座談会や説明会等をとおして啓発して、サロン、高齢者の生活支援の事業を取り組んでもらう。

(6) 歳末たすけあい事業の実施

赤い羽根共同募金の地域への還元策の一つとして地域活動を積極的に行っている区、団体に材料費の助成を行っている。年を追うごとに申込み数が増加している。

○地域活動特別助成

歳末に地域交流を目的とする事業を実施する区、団体に対し、活動に必要な材料を購入するための費用を助成する事業。29年度についても昨年同様30ヶ所の支援を行う。

○年賀状送付事業助成

区でひとり暮らし高齢者に年賀状を送付される事業を実施する区に対して年賀状の現物を給付する。子どもたちからの独居高齢者へ、心のこもった年賀状を届けてもらい、ひとりで暮らすお年寄りに心温まるお正月を迎えてもらう。29年度についても20ヶ所への助成を目標とする。

(7) 介護予防・生活支援体制整備事業

(生活支援コーディネーター業務)の受託

28年度より荒尾市より受託する。29年度より総合事業の本格導入を迎え、その役割はますます重要となってくる。協議体の運営、地域ケア会議の両事業による

地域に課題等の整理を行い、その地域に合った社会資源の開発等を担う。社協における、今までの地域福祉活動による地域とのつながりを駆使してささえあう地域づくりを目指す。

(8) 地域介護予防支援事業（地域における貯筋体操実施の支援）

公民館等で住民が主体となって行われている介護予防活動に対し、社協より職員を派遣し、活動を支援する。

○公民館での貯筋体操の指導

公民館で住民が主体となって体操をされている区に対し職員を派遣して体操の指導、脳トレ、口腔体操などを実施する。この事業に関しては現在、地域活動の入口となっているため丁寧な支援を行い、その後の地域活動へ発展させていく。そのためには生活支援コーディネーターとの連携が必要不可欠である。

○はつらつ貯筋体操教室の開催

通所型サービスCの卒業者や公民館のない地区の住民に向けた貯筋体操教室を総合福祉センターで実施。荒尾市内各区より多くの方が参加され、参加者が増加してきたため、教室の実施会場や回数を増やす検討が必要となってきている。

(9) 総合事業通所型サービスC【新規】

介護状態となる前の高齢者に筋力アップのトレーニングを6ヶ月の短期集中で行い、在宅生活が可能になるような体づくりを目指す事業。6名の参加者確保を目指す。

◆ボランティアセンター事業

(1) コーディネート機能の強化

ボランティアをしたい方と必要とされる方をコーディネートする事業。ささえあい活動などを中心にボランティアを紹介、斡旋をしている。29年度より生活支援ボランティア制度（住民参加型在宅福祉サービス）を導入するため、個人に対するコーディネート件数の増加が見込まれる。

(2) 災害ボランティアセンター設置訓練

昨年の熊本地震では多くの職員が大津町と益城町の災害ボランティアセンターの支援に入り、スキルアップを図ることができた。これから、この訓練は実際に支

援に入った経験を踏まえ、地域住民の訓練への参加も図りながらより実際のボランティアセンターに近い形で訓練を実施できるよう工夫を図る。

(3) 災害時ボランティアの養成【新規】

災害時に活躍できるボランティアを養成する講座。熊本地震における被災社協の災害ボランティアセンター運営の状況を踏まえて、社協の職員のみではボランティアセンターの運営は難しいということから、住民の協力が不可欠であると考えられる。そのため、不測の事態に備え住民のスキルをあげておく必要がある。そのため、住民に対する啓発と研修を実施する。まずは自主防災組織の役員に対し、講座を実施して防災意識の向上と災害の意識付けを行っていききたい。

(4) ボランティア養成講座の実施

ボランティアの育成と底辺の拡大を目指し、次のボランティアの養成講座を開催する。

○手話、点字、朗読ボランティア養成講座

障がい者の情報保障ボランティアを養成する、手話、点字、朗読の3講座を実施する。

○生活支援ボランティア養成講座

高齢者の日常生活上の困りごとを支援する生活支援ボランティアの養成講座を開催し、生活支援ボランティアの登録を進める。29年度も講座を実施してさらなるボランティアの育成を図る。また、ボランティアのグループ化も進め、生活支援のボランティアグループの創設を目指す。

○生活支援ボランティアフォローアップ講座【新規】

昨年登録いただいたボランティアに対し、ボランティア活動に対する熱意を維持してもらうことと、登録者同士の交流を深めることを目的に登録者のフォローアップのための研修会を開催する。参加者同士、再び集まることで、ボランティアのグループ化も目指す。

(5) 生活支援ボランティア制度(住民参加型在宅福祉サービス)【新規】

ささえあい活動による生活支援ができない区にお住まいの方などを対象にした荒尾市全域をカバーするボランティアによる日常生活支援の仕組み(住民参加型在宅福祉サービス)を創設する。6月の試行を経て8月頃より本格運用を開始する。

(6) ワークキャンプの開催・学校における福祉教育の支援

市内の小中高校生を対象に福祉の体験学習等の実施を支援する。福祉の心を持つ人材育成を目指す。

○福祉体験学習の支援

小学校において総合学習の授業で実施される車いす体験や高齢者体験、アイマスク体験などの福祉体験学習に職員を派遣し、福祉やボランティアの啓発を行う。

○ゲストティーチャーの派遣、発掘

小学校の福祉学習などの授業に点字や手話学習を支援するゲストティーチャーのコーディネートを行う。また、現在は手話、点字などを中心に学習支援を行っているが、障がい者本人が自身の体験などを指導する新たなゲストティーチャーの発掘を進める。

○ワークキャンプ事業の実施

夏休み期間中に地域サロンなど地域福祉への理解を深める目的で福祉の体験学習をするワークキャンプ事業を実施。市内中高生に幅広く呼びかけ、社協が取り組む地域福祉の啓発を行う。

○体験学習用備品の貸出

車いすや高齢者疑似体験セットの貸出を行い、学校における福祉学習の実施を支援する。

(7) ボランティア情報紙の発行

ボランティアニーズ情報を中心とした情報誌を年4回発行する。生活支援のボランティア制度（住民参加型在宅福祉サービス）や生活支援コーディネーターの活動などについても掲載し、同時に地域包括ケアシステムの啓発も図る。

(8) ボランティア連絡協議会活動支援と事務局運営

ボランティア連絡協議会の事務局運営を行う。また、ボラ連の活動として、社協と共催でボランティアの啓発イベント等を29年度も開催する。また、荒尾玉名地区のボランティア組織である荒玉ボランティア連絡協議会にも加入しており、前年度に引き続き、本会で会計事務を担当する。

(9) ボランティア活動保険窓口業務

本会でボランティア保険の窓口業務を実施する。昨年は熊本地震の影響もあり多くの方にボランティア保険に加入いただきました。29年度もボランティアが安心して活動に取り組めるよう、ボランティア保険に対する周知を図っていく。

◆総合生活支援サービス

(1) 成年後見制度 法人後見受任体制の整備

法人後見の受任を目指し活動を続ける。29年度も市民からの相談に乗りながら受任できるよう準備を整える。荒尾市の首長申し立てを利用される方を中心に地域包括支援センターと連携しながら、まずは1件の受任を目指す。また、申し立て等の相談にも対応できるよう、研修会等に積極的に参加しスキルアップを図る。

(2) 地域福祉権利擁護事業

認知症や障がいなどにより、判断能力が低下されてきた方を対象に通帳や重要書類を預かり、生活費の払い出しや公共料金の支払い代行などの日常生活支援を行っている。契約数に関しては増減もあり安定はしていないが20件前後の契約数を保っていきたい。職員配置の都合であり多くのケースを契約することが不可能となりつつあるため、今後は生活支援員の確保にも努める。

(3) フードバンク事業の実施【新規】

昨年度、民間企業のカーブスによる社会貢献活動の取り組みの一環として、会員の家庭で眠る食料品を集められ、それを本会にご寄付いただいた。本会ではこの寄付していただいた食料品を原資にして生活に困窮されている方を対象にしたフードバンクのモデル事業を28年度、試行して、検証を行ってきた。その結果、非常にニーズも高く、生活費の貸し付けを行うより、実質的な効果があると認められるため、本格的に活動を開始する。また、29年度は社会福祉法人の社会貢献活動との連携も視野に入れながら本格実施に向け、制度を確立させる。

(4) 子ども食堂の実施のための調査・検討【新規】

フードバンクの事業と連動して子ども食堂の実施も検討している。29年度は昨年に続き、荒尾市にどれくらいのニーズがあるのかを探るため、学校や市と連携しながらニーズ調査を行う。ニーズがあると判断される場合には子ども食堂の本格的な実施を検討する。また、この事業については地域で行うことが最も効果が高いと考えられるので、地域と連携しながら実施することも検討したい。

(5) 福祉資金、生活福祉資金の貸付

世帯の立て直しのための資金を貸し付ける。荒尾市が実施する生活困窮者事業や29年度より実施するフードバンク事業との連携を図り、本人にとって有効性の有る貸付となるよう事業実施していく。

○生活福祉資金

県社協の貸付である生活福祉資金の窓口業務を行う。様々な資金があるため、県社協と綿密な連携を図りながら、貸付業務を遂行し、世帯の立て直しを図っていく。

○生活資金

社協独自の生活困窮者に向けた、生活のための資金の貸付を行う。生活保護受給者からの依頼が多いため、福祉課生活保護係との連携も重要となっている。

(6) 心配ごと相談事業

毎月第2水曜の午前中、熊本県司法書士会より司法書士を派遣いただき、住民の心配ごとに対する相談を実施する。現在の総合福祉センターに移転して以来、相談者が減少しているため、29年度は社協だよりへの掲載回数を増やすなど周知の徹底を図る。

(7) 高齢者、障がい者訪問美容サービス

在宅で暮らす高齢者や障がい者で美容室に行くことのできない方に対し、美容組合から美容師を派遣してカットなどのサービスを提供する。地域包括ケアシステムの社会資源の一つとして、ケアマネージャーを中心に積極的に啓発を図っていく。

(8) 行事用備品の貸出、印刷機の開放

地域と社協とをつなぐ事業として、これらの事業を実施。区長など地域の役員が社協に来ていただくことで、信頼関係を作り、スムーズにささえあい活動などの地域活動に取り組んでいただけるよう啓発をする事業として位置付けている。

○行事用備品の貸出

ささえあい活動に対する支援策の一つとして、地域活動に必要な備品の貸出を行う。現在、レクリエーションの道具、鍋などの調理器具、映写機器などと取り揃えている。年間をとおし、かなり多くの方にご利用いただいている。

○印刷機の開放

ささえあい活動に取り組まれている区へ印刷機を開放している。サロン開催のチラシ、区の総会資料などの印刷を安価にて提供する。区長が社協に来る機会と捉え、多くの情報を区長に提供し、地域福祉活動の情報提供の場としても役立てている。

(9) 車いすの貸与

介護保険の福祉用具貸与事業で対応できない方のため、車いすを貸与する事業を実施する。この事業も多くの方にご利用いただいている。

◆在宅生活支援サービス

(1) ヘルパーステーション

- 訪問介護事業（介護保険事業）
- 訪問入浴介護事業（介護保険事業）
- 居宅介護、重度訪問介護（障がい者総合支援事業）
- 同行援護（障がい者総合支援事業）
- 移動支援（地域生活支援事業）
- 移動入浴（地域生活支援事業）
- 横だしサービス（自費サービス）
- 訪問型サービスA（総合事業）【新規】

サービスの質の向上

- ・介護予防・日常生活支援総合事業へのスムーズな移行及び対応ができるように事業の理解、情報の共有化を行う。
- ・サービス資質及び技術力改善として毎月全員参加の研修及び班会議、ケースカンファレンスを行う。
- ・全職員が全てのサービスの対応が出来るように、ケアマネの資格、介護福祉士の資格取得の奨励及び支援を行う。
- ・障がい者の同行支援サービス、行動援護サービス、移動サービス等に対応できるように資格取得者の奨励、支援を行う。
- ・報告、連絡、相談を心がけ連携をとり、より安全に迅速にサービスを提供できるようにする。事故防止に努める。
- ・訪問入浴車の整備及び訪問入浴用具等の衛生管理に努める。
- ・訪問入浴サービス向上の為に、チームワーク作りを努め、助け合いを心がける。

ヘルパー資質の向上とストレスケア

- 外部研修会に積極的に参加し、業務に対する知識、技能の向上に努める。
- 研修会で学んだことを、研修レポート等によりヘルパー間で情報を共有できるようにする。
- 情報交換や意見交換等なんでも言い合える相談しあえる職場環境を目指す。
- 安全運転の呼びかけ及び安全運転に努めます。

訪問介護事業等の充実

- 年2回の広報誌及びお便り等を作成し、定期的に各関係機関を回り、営業活動に努めます。
- 各関係機関との連携を密に取りながら、利用者及び関係事業所との信頼関係を築いて行きます。
- 障害者総合支援法福祉サービスの相談員と信頼関係を作り、新規利用者獲得に努めます。

○居宅介護支援事業（介護保険事業）、

○介護予防居宅介護支援

- 利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき医療、福祉サービスが効率的に提供されるよう配慮していきます。
- 利用者の住む地域の民生委員、福祉委員との連携を深め、報告、連絡、相談を密に行っていきます。そして、利用者を紹介して頂ける居宅介護支援事業所を目指します。
- 利用者のかかりつけ医と連携を深め、利用者の方が在宅で今後も安心して生活できる環境づくりをしていきます。
- 広報紙「さわやか」を継続して発行し、事業所の周知と介護保険にかかわる情報等を発信していきます。
- 在宅ネットあらおでの勉強会や研修会等へ参加して、自己研鑽を高め、事業所のレベル向上と社会資源の把握に努めます。また、利用者（クライアント）の支援がより密度があるものにできるように努めます。

(2) 交流拠点あおば

昨年より地域密着型通所介護に移行したことから、より地域との連携を意識する必要があると考えます。そのため、29年度より認知症カフェや地域との交流事業(当施設利用の事業)を実施して地域に開かれたあおばを目指す。さらに、このような事業展開で利用者増につながるよう営業面においても努力していく。

また、学童保育事業についても29年度も多く申し込みがあり、あおばでの受け入れが困難な状況であるため、多くの児童を断らざるを得なかった。さらに今後は高学年の利用ニーズも高まることが予想されるため、このような事態を解決するために、早期に学校内での学童保育の実施と2ユニットでの運営を実現させたい。

- 地域密着型通所介護事業
- 総合事業通所型サービスA【新規】
- 認知症カフェ【新規】
- 地域との交流事業【新規】
- 学童保育事業(一時預かり事業含む)

(3) ふれあい福祉センター

○福祉給食事業

- ・食べる楽しみや喜びを与えられる様な、旬の食材を生かした季節感のある家庭的な味付けでの食事提供に努めます。
- ・配達員が手渡しにて行い安否確認を徹底します。
- ・調理機材が20年を経過し、故障が増えて来ました。事業に支障を来さない様、機材の修理又は、更新を順次行っていきます。

○生活介護事業

- ・年に2回の防災避難訓練を実施し、スタッフ及び利用者を含めて防災意識の向上に努めます。
- ・利用者及びご家族との面談回数を増やし、利用者の抱えるニーズについて施設・家庭間での共通認識を深めます。
- ・自宅での入浴困難な重度障がい者の方への入浴支援を積極的に行い、障害福祉の向上に努めます。

○地域活動支援センター

- ・災害時に施設利用者の安全な避難及び、職員によるスムーズな誘導ができるよう年2回の防災避難訓練を行います。
- ・講座活動の内容を見直し、多様化する利用者のニーズに沿った内容へ変更して行けるよう、ルーターの整備や備品の準備を進めると同時に、適任の講師

探しや講師不在時に対応できるよう職員のスキルアップを図ります。

○障がい児通所支援

- 専門性の高い研修の受講により、職員のスキルアップを図ります。
- 相談支援事業所、学校、保育所、親の会、行政等各関係機関と協力しながら築いた「子どもサポートネットワーク」を活かして、利用児童への支援を向上させるよう努めます。また、就学学習会以外にも保護者を対象とした勉強会等を開催することで、保護者支援を充実させるよう努めます。

○相談支援事業

- 利用者（保護者）の意向に添うよう、施設見学、病院、学校、幼稚園等に同行し心身の状況や置かれている環境等を把握・検討し、安心して生活を送れるような相談支援を目指します。
- 「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会定例会議」にて、相談支援専門員の問題事例の検討や情報の共有をして関係機関との連携を深めます。又平成29年度は「子ども部会」への積極的な参加をしていきます。
- 相談支援従事者現任研修を受け、資質の向上を図ります。

◆法人運営

○香典返し寄付及び一般寄付、社協会費

- 地域福祉事業を推進する財源であることから、住民に対する必要性の啓発を図っていく。また、昨年度に引き続き、広報紙、ホームページ等により、寄付金を随時受け付けていることの周知も徹底する。

○共同募金

- 昨年より「共同募金委員会」を設置したので、さらなる周知の徹底と地域との協働で募金額を増加させる方策を検討する。
- 共同募金は戸別募金が多くウエイトを占めることから、住民に対して丁寧な説明を行い、できるだけ地域に赴き理解を得て、戸別募金の積極的な推進を図る。
- 募金箱を設置していただく商店や地域を増やし、募金額の増加を図る。

○福祉センター等の指定管理

- 指定管理評価の点数が上がるよう、基本的な管理システムの見直しを徹底する。また、福祉センターであることの役割を果たせるよう、管理業務以外にも多くの地域福祉活動の拠点となるような新たな事業展開を考えていく。

◆市民病院内売店の経営

前年と比べ売り上げが上がっている。29年度についてもこの調子を維持していく。また、新しい市民病院の建設に伴い、売店経営を引き続き社協に任せてもらえるよう、魅力的な売店にする。また、地域福祉と連携した取り組みも検討して、売店としての付加価値を高めていく。

◆潮湯の運営

施設や設備の老朽化で今後の運営継続が懸念されている。市の方針に従いながら方向性を検討する1年になる。29年度より開始となる介護予防総合事業において、高齢者の入浴ニーズが非常に高まっていることから、介護予防の事業展開を検討する必要がある。